

行方市立玉造中学校の部活動に係る活動方針

令和6年4月1日
(令和8年4月一部改正)
行方市立玉造中学校

1 「部活動」の基本的な考え

- 「部活動」は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 長期休業中に、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、平日は2時間以内、休業日は3時間以内とする。
- 原則として朝の活動は行わない。
- 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や登録費、大会参加費等への拠出の在り方について保護者の理解を得るとともに、適切になるように見直す。

学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的ガイドライン」「文化部活動の在り方に関する総合的ガイドライン」並びに「県運営方針」「市立学校運営方針」に則り、今後、部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

2 「部活動」の休養日の設定

部活動顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力等の向上につながらないこと等を正しく理解し、適切に休養日を設定する。

- ① 学期中は週当たり3日以上(平日は原則月曜日と木曜日を休養日とし、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上)を休養日とする。また、週末2日間とも大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 定期試験等の実施日の2日前を部活動休養日として設定する。
- ③ 長期休業中における休養日の設定は学期中に準じた扱いをするとともに、次の休業日数を設けることとする。

・夏季休業中：15日以上 ・冬季休業中：8日以上 ・学年末・始休業中：3日以上

※ 夏季休業及び冬季休業中は、ある程度連続した休養期間(オフシーズン)を設ける。

3 「部活動」の活動時間の設定

- ① 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とし週11時間を上限とする。また、月ごとに完全下校時刻を設定し、生徒が安全に下校できるよう配慮する。

《活動時間は完全下校の15分前までとする》

月	4～7	8	9	10	11～12	1	2～3
完全下校	17:30	16:30	17:30	17:00	16:30	16:45	17:00

- ② 全国中学校体育大会及び県新人体育大会の予選を含む試合前は、校長のリーダーシップの下、適切に活動時間等の調整をする。
- ③ 暑い時期の部活動については、校長および顧問は、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。各練習場所の暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は運動を行わず、冷房が効いた部屋で、ミーティング等の活動に切り替えるなど、柔軟に対応する。
- ④ 原則として、毎月第1及び第3土曜日・日曜日は、学校部活動を行わない日(休養日)とする。
- ⑤ ④以外の休日(第2、第4、第5土曜日・日曜日及び祝日)及び平日の部活動においては、各校の「部活動運営方針」に基づき適切に実施する。
- ⑥ 中体連、吹奏楽連盟等が主催する公式大会やコンクールまたはそれに準ずる対外試合等が第1及び第3土曜日・日曜日に開催される場合は、学校部活動としての活動を認める。なお、その際は次の点に留意する。
 - (1) 校長が活動の必要性を認め、承認すること
 - (2) 事前に地域クラブの活動予定を確認し、指導者と十分な調整を行うこと

(3) 当該休日に活動を行った場合は、生徒及び教職員の健康管理のため、平日や休日に振替休養日を設定する等の措置を講じること

4 「部活動」の朝の活動

- 原則として朝の活動は実施しない。しかし、あいさつ運動やボランティア活動などの地域に根ざした活動、「自立」「貢献」につながる活動についてはこの限りではない。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 校長は、茨城県中学校体育連盟及び市教育委員会が定める大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ② 参加する大会数は、中体連等主催大会（全国・関東・県・地区を含む）以外の大会で、年間10回程度（一つの大会を1回として）を目安とする。

6 事故防止及び体罰・暴言等の根絶の徹底について

- 校長及び顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備等の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

7 令和8年度に設定している「部活動」

軟式野球、サッカー、ソフトテニス、男子ハンドボール、女子ハンドボール、女子バドミントン、バレーボール、剣道、卓球、吹奏楽、文化
